

## 城陽市電子契約実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、電子契約サービスを利用して行う城陽市（以下、「市」という）の契約等の締結について、必要な事項を定めるものとする。また、この要領に定めのないものについては、それぞれの入札等に係る規定の定めるところによる。

### (用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) サービス提供事業者 電子契約サービスを提供する事業者をいう。
- (2) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。
- (3) タイムスタンプ サービス提供事業者が電子署名を付与する際に利用する電子的な時刻証明をいう。
- (4) 電子契約サービス サービス提供事業者が市及び契約等の相手方の指示を受けてサービス提供事業者自身の署名鍵による電子署名を行う事業者署名型電子契約サービスをいう。
- (5) 電子契約書 法令に定める措置を講じた電磁的記録により作成する契約書等をいう。
- (6) アカウント 電子契約サービスに接続するための権利をいう。
- (7) パスワード 電子契約サービスに接続するために必要となる暗証番号をいう。
- (8) 担当者 契約等の相手方に電子契約書を送信する等、電子契約サービスを利用した契約等の手続の事務を主に行う城陽市の職員をいう。
- (9) 承認者 契約等の相手方に電子契約書を送信する際、当該電子契約書が決裁を得たものと相違ないことを確認し、承認する城陽市の職員をいう。

### (対象とする契約書等)

第3条 電子契約の対象とする契約書等は、次に掲げるものとする。

- (1) 工事請負契約
- (2) 委託契約
- (3) 売買契約
- (4) 賃貸借契約
- (5) 労働者派遣契約
- (6) その他電子契約によることが適当と認められる契約
- (7) 請書、協定書または覚書で（1）～（6）に準ずるもの

2 前項に該当し、電子契約の対象とする契約書等であっても、契約等の相手方が電子契約を希望せず、書面による締結を希望する場合は、書面による締結を行う。

### (対象としない契約等)

第4条 電子契約の対象としない契約等は、次に掲げるものとする。

- (1) 法令等の規定により書面の契約書が必須となる契約等
- (2) その他電子契約によることが適当でないと認められる契約等

(電子契約の運用管理者)

第5条 電子契約サービスの運用及び管理のため、電子契約サービス運用管理者(以下「運用管理者」という。)を置き、契約担当課長をもってこれに充てる。

2 運用管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 電子契約サービスの利用可能な状態の維持
- (2) 電子契約サービスの安全性及び信頼性の確保
- (3) 電子契約サービスの効率的な運用及び適正な管理
- (4) その他電子契約サービスの適正な運用を図るために必要な事項

(アカウント等の取扱い)

第6条 アカウントは、運用管理者が設定し、各課等に付与する。

2 アカウントの変更は、運用管理者が行う。

3 アカウントの取扱いは、各課等の長の責任により適正に行う。

4 パスワードの管理、設定及び変更は、各課等の長の責任により適正に行う。

5 各課等の長は、パスワードを他者に知られないように厳重に管理する。

(電子契約の担当者及び承認者)

第7条 担当者は、各課等の長が指定する者をもってこれに充てる。

2 承認者は各課等の長または課長級の職員をもってこれに充てる。電子契約サービスにおいて、承認者のメールアドレスを「城陽市長（○○課）」のように登録する。異動等で承認者が変更となつた場合は、担当者が速やかに新たな承認者を登録し、旧承認者の登録を削除しなければならない。

3 連絡先に登録のある承認者以外の市職員が異動等により登録不要となつた場合は、担当者が当該市職員の登録を削除しなければならない。

(電子メールアドレス等の確認)

第8条 担当者は、案件ごとに契約等の相手方に電子契約を利用するか否かの希望の確認を行う。

2 担当者は、前項の希望の確認においては、別に定める「電子契約利用承諾書」により、電子契約による締結の承諾及び契約等の相手方の指定する電子メールアドレスの報告を受けることとする。

3 変更契約等の場合は、同一案件に限り当初受領した電子契約利用承諾書を準用することができる。ただし、当初受領した電子契約利用承諾書の内容から変更がある場合は、新たに電子契約利用承諾書を提出させなければならない。

(電子契約手続き)

第9条 担当者は、案件ごとに次の手順で電子契約手続きを実施する。

- (1) 所属アカウントにより、電子契約サービスにログインする。
- (2) 電子契約サービスで指定するファイル形式に変換した契約書一式が決裁を得たものと相違ないことを確認し、末尾に別に定める「電子契約書の取扱いに関する特約書」を添付したのち、当該契約書一式（PDF）を電子契約サービスにアップロードする。
- (3) 電子契約書の送信順等の設定を行い、送信する。電子契約書の送信順は次のとおりとする。
  - ①承認者以外の市職員

※複数人の設定が可能。不要な場合は省略しても良い。

②承認者

③契約等の相手方の確認者

※契約等の相手方が希望した場合のみ設定（原則1名）する。

④契約等の相手方の代表者（または受任者）

（4）契約担当課が送信する場合は、共有先に事業担当課の課代表アドレスを設定する。

（契約等の締結）

第10条 契約等の相手方の電子契約書の確認・同意により、タイムスタンプを確定させる。

（電子契約書データの名称）

第11条 契約担当課が扱う電子契約を行う案件の電子契約書PDFデータの名称は次のとおりとする。

年度（年号のアルファベット+半角数字）-契約番号（半角数字3桁）-所属（所属メールアドレスの@前）-契約日（YYYYMMDD）-事業名

※変更契約の場合は、事業名の後ろに「（第〇回変更）」と記載する。

（例）R7-001-kanzaikeiyaku-20250401-〇〇〇業務委託

R7-200-kanzaikeiyaku-20260301-〇〇〇工事（第1回変更）

2 請書、協定書または覚書の場合は、電子契約書PDFデータの名称の末尾にそれぞれ「（請書）」、「（協定書）」、「（覚書）」と記載する。

3 契約担当課以外の課等が扱う案件の電子契約書PDFデータの名称は、前項に準じる。ただし、各課等の判断により、管理しやすい別の名称とすることができます。

（電子契約書の保存）

第12条 電子契約書の正本は、電子契約サービス上に保存される電子契約書とする。

2 電子契約サービスからダウンロードした電子契約書のデータを保存し、必要に応じて印刷した電子契約書の写し（締結完了メールまたは締結後に電子契約サービスからダウンロードした電子契約書で1枚目の左下に書類IDが記載されたものに限る）を保存する等、前項の規定による保存以外の保存であっても、電子契約書の有効性を妨げるものではない。ただし、電子契約書の有効性に関する法令等の規定に違反する場合においては、この限りではない。

3 前項で印刷した電子契約書の写し及び電子契約書のデータを保存する場合の保存期間については、城陽市文書取扱規程の定めるところに従う。

（契約等の内容の修正）

第13条 担当者は、契約等の内容の修正（誤字または語句の修正、条文の削除等）が生じた場合は、修正・取消事項等を記載した覚書を電子契約サービスにアップロードし、電子契約手続きを行う。なお、修正前の電子契約書は、電子契約サービスでの保管を継続する。

2 前項の覚書は、金額の修正には適用しない。

3 金額に誤りがあった場合は、修正前の契約書を失効させる文言を記載した正しい金額の契約書等の電子契約手続きを行う。なお、修正前の電子契約書は、電子契約サービスでの保管を継続する。

（例）本契約の成立により、甲・乙間で令和〇年（〇年）〇月〇日に締結した書類ID「〇〇〇」の〇〇契約書については失効するものとする。

(変更契約等)

第 14 条 担当者は、変更契約等が生じた場合は、変更契約書等について電子契約手続きを行う。なお、変更前の電子契約書は、電子契約サービスでの保管を継続する。

(契約等の解約または解除)

第 15 条 担当者は、契約等が解約または解除となった場合の解約前または解除前の電子契約書は、電子契約サービスでの保管を継続する。

(決裁に必要な書類)

第 16 条 担当者は、検査・検収及び支出命令等の決裁の際に、電子契約書の写し（締結完了メールまたは電子契約サービスからダウンロードした電子契約書で 1 枚目の左下に書類 ID が記載されたものに限る）を添付することとする。ただし、工事検査の書類検査をデータ上で行う場合は、この限りではない。

(浄書及び校合)

第 17 条 電子契約により締結した契約等については、電子契約システムへのアップロード及び承認者による確認・同意を以って浄書及び校合とするため、契約等の締結に係る決裁文書の浄書・校合の押印は不要とする。

(証明書)

第 18 条 契約担当課または事業担当課は、契約等の相手方から電子契約を締結したことを証明する書類の提出を求められた場合は、電子契約サービスから当該事業の合意締結証明書をダウンロードし、契約等の相手方に提供する。

(その他)

第 19 条 この要領に定めるもののほか、電子契約に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 6 年 1 月 1 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日に締結する電子契約から適用する。

この要領は、令和 7 年 3 月 10 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日に締結する電子契約から適用する。